

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

発令：平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号

最終改正：平成26年3月31日厚生労働省告示第186号

改正内容：平成26年3月31日厚生労働省告示第186号〔平成26年4月1日〕

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

〔平成二十四年三月十四日号外厚生労働省告示第百二十二号〕

〔沿革〕

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第二項〔現行＝三項＝平成二四年六月法律五一号により改正〕第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第1（1の注7を除く。）、第3及び第4により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二 前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

前文〔抄〕〔平成二五年三月二九日厚生労働省告示第一〇三号〕

平成二十五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二五年七月一日厚生労働省告示第二三八号〕

平成二十五年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日厚生労働省告示第一二八号〕

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百二十七号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

前文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日厚生労働省告示第一八六号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

- (1) 利用定員が30人以下の場合 972単位
- (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 913単位
- (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 854単位
- (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 797単位
- (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 776単位
- (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 756単位
- (7) 利用定員が81人以上の場合 734単位

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が20人以下の場合 1,215単位

- (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 1,069単位
 - (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 983単位
 - (4) 利用定員が41人以上の場合 896単位
- ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合
- (1) 利用定員が15人以下の場合 1,147単位
 - (2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 870単位
 - (3) 利用定員が21人以上の場合 795単位
- ニ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）
- (1) 利用定員が10人以下の場合 622単位
 - (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 455単位
 - (3) 利用定員が21人以上の場合 366単位
- ホ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
- (1) 利用定員が5人の場合 1,599単位
 - (2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 819単位
 - (3) 利用定員が11人以上の場合 694単位
- 注1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 2 ニ又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）において、基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 1000分の95
- 4 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。
- 5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき276単位を所定単位数から減算する。
- 6 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生

省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)

- (1) 利用定員が30人以下の場合 68単位
- (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 51単位
- (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 41単位
- (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位
- (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 29単位
- (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 25単位
- (7) 利用定員が81人以上の場合 22単位

ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が20人以下の場合 102単位
- (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 68単位
- (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 51単位
- (4) 利用定員が41人以上の場合 41単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が20人以下の場合 102単位
- (2) 利用定員が21人以上の場合 68単位

ニ 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行った場合(ホに該当する場合を除く。)

- (1) 利用定員が10人以下の場合 205単位
- (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位
- (3) 利用定員が21人以上の場合 68単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- (1) 利用定員が5人の場合 410単位
- (2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 205単位
- (3) 利用定員が11人以上の場合 102単位

7 指定児童発達支援の単位(主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 利用定員が20人以下の場合 603単位
- ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位
- ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位
- ニ 利用定員が41人以上の場合 445単位

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1

のホを算定している場合は、算定しない。

イ 利用定員が10人以下の場合 193単位

ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位

ハ 利用定員が21人以上の場合 77単位

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算（Ⅰ） 42単位

ロ 食事提供加算（Ⅱ） 58単位

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号又は第3号ロに掲げる通所給付決定保護者（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第4号に掲げる通所給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額（同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。）の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 6単位

注1 イについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

（１） 指定通所基準第５条又は第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士（（２）において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が１００分の７５以上であること。

（２） 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が１００分の３０以上であること。

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算（Ⅰ）

- （１） 利用定員が４０人以下の場合 ３７単位
- （２） 利用定員が４１人以上５０人以下の場合 ３０単位
- （３） 利用定員が５１人以上６０人以下の場合 ２５単位
- （４） 利用定員が６１人以上７０人以下の場合 ２１単位
- （５） 利用定員が７１人以上８０人以下の場合 １９単位
- （６） 利用定員が８１人以上の場合 １６単位

ロ 栄養士配置加算（Ⅱ）

- （１） 利用定員が４０人以下の場合 ２０単位
- （２） 利用定員が４１人以上５０人以下の場合 １６単位
- （３） 利用定員が５１人以上６０人以下の場合 １３単位
- （４） 利用定員が６１人以上７０人以下の場合 １１単位
- （５） 利用定員が７１人以上８０人以下の場合 １０単位
- （６） 利用定員が８１人以上の場合 ９単位

注１ イについては、次の（１）及び（２）に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

（１） 常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

（２） 障害児の日常生活状況、嗜（し）好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の（１）及び（２）に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

（１） 栄養士を１名以上配置していること。

（２） 障害児の日常生活状況、嗜（し）好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

8 欠席時対応加算 ９４単位

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。

9 特別支援加算 ２５単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算（Ⅰ） ５００単位

- ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位
- ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 500単位
- ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀（かく）痰（たん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀（かく）痰（たん）吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀（かく）痰（たん）吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀（かく）痰（たん）吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくはホを算定している場合は、算定しない。

1.1 送迎加算 54単位

注 障害児に対して、その居宅と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイからハマまで又はホを算定している場合は、算定しない。

1.2 延長支援加算

- イ 延長時間1時間未満の場合 61単位
- ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
- ハ 延長時間2時間以上の場合 123単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

1.3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。1.4において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から12までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

1.4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の

改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあっては、1から12までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 332単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 443単位

注1 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）において、指定医療型児童発達支援（指定通所基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

（1） 障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

（2） 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

3 指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

4 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定医療機関の職員（以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に医療型児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において継続して指定医療型児童発達支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定医療型児童発達支援の利用がなかった場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関における指定医療型児童発達支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算（Ⅰ） 42単位

ロ 食事提供加算（Ⅱ） 58単位

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 6単位

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

（1） 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士又は指導員であるものに限る。）（（2）において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

（2） 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 欠席時対応加算 94単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 特別支援加算 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

9 延長支援加算

イ 延長時間1時間未満の場合 61単位

ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

ハ 延長時間2時間以上の場合 123単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単

位数を加算する。

1 0 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。1 1において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 から9までにより算定した単位数の1 0 0 0分の5 9に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イにより算定した単位数の1 0 0分の9 0に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イにより算定した単位数の1 0 0分の8 0に相当する単位数

1 1 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあつては、1 から9までにより算定した単位数の1 0 0 0分の2 0に相当する単位数を加算する。ただし、1 0の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

（1） 授業の終了後に行う場合

（一） 利用定員が1 0人以下の場合 4 8 2 単位

（二） 利用定員が1 1人以上2 0人以下の場合 3 6 2 単位

（三） 利用定員が2 1人以上の場合 2 8 1 単位

（2） 休業日に行う場合

（一） 利用定員が1 0人以下の場合 6 2 2 単位

（二） 利用定員が1 1人以上2 0人以下の場合 4 5 5 単位

（三） 利用定員が2 1人以上の場合 3 6 6 単位

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

（1） 授業の終了後に行う場合

（一） 利用定員が5人の場合 1, 3 2 0 単位

（二） 利用定員が6人以上1 0人以下の場合 6 7 5 単位

（三） 利用定員が1 1人以上の場合 5 7 3 単位

（2） 休業日に行う場合

（一） 利用定員が5人の場合 1, 6 0 0 単位

（二） 利用定員が6人以上1 0人以下の場合 8 2 0 単位

（三） 利用定員が1 1人以上の場合 6 9 5 単位

注1 イの（1）については、学校（学校教育法（昭和2 2年法律第2 6号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）（重症心身障害児を除く。）に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第6 6条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第6 5条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）を行う事業所（以下「基

準該当放課後等デイサービス事業所」という。)において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 イの(2)については、就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童(以下「就学児等」という。)(重症心身障害児を除く。)に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロの(1)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、授業の終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ロの(2)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合
別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画(同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

6 イの(2)又はロの(2)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において指定放課後等デイサービスを行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行った場合(ロに該当する場合を除く。)

(1) 利用定員が10人以下の場合 205単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位

(3) 利用定員が21人以上の場合 68単位

ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(1) 利用定員が5人の場合 410単位

(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 205単位

(3) 利用定員が11人以上の場合 102単位

8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

(1) 利用定員が10人以下の場合 193単位

(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位

(3) 利用定員が21人以上の場合 77単位

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 6単位

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

（1） 指定通所基準第71条の規定により置くべき指導員又は保育士（（2）において「指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

（2） 指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算 94単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の

内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

7 特別支援加算 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

8 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位
- ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位
- ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 500単位
- ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀（かく）痰（たん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀（かく）痰（たん）吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀（かく）痰（たん）吸引等を行った場合に、就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のロを算定している場合は、算定しない。

9 送迎加算 54単位

注 就学児等に対して、その居宅又は就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

10 延長支援加算

- イ 延長時間1時間未満の場合 61単位
- ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
- ハ 延長時間2時間以上の場合 123単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から10までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イにより算定した単位数の100分の90に相当す

る単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

1.2 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、1から10までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第4 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 912単位

注1 指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

（1） 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

（2） 同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき68単位を所定単位数に加算する。

2 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1及び2により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1及び2により算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。